

労働安全衛生法令で定められた教育



「新入社員安全衛生教育」を開催します。

+ 職場のマナー



対象者

新しく採用された労働者、作業員、社員など

受講料 11,000円 (非会員)

定員 90名

8,000円 (鳥取県労働基準協会会員)

受講料には、テキスト代、資料代、消費税等を含みます。

開催日時 令和2年5月27日 9時から17時

(教育時間 7時間)

開催場所 鳥取県労働基準協会会館

(鳥取市若葉台南 1-17)

全ての業種、規模の事業場で雇い入れた労働者に行わなければならない安全衛生の教育です

受講申込の締切日
令和2年5月19日 (火)



「職場の基本的なマナー」も付け加えます。
全ての業種に共通の科目を教育します。
各事業場の個別事項については、夫々の事業場に対応願います。

お申込方法などの留意事項

- ① 締切日の令和2年5月19日(火)までに、別紙の受講申込書を郵送、ファックス等でご提出ください。受講料のお支払い方法は申込書に記載してください。なお、申込数が募集定員(90名)を超えた場合には、締切日前でも受付を終了しますので、ご留意下さい。
- ② 受講日に「特別教育等受講者記録」をお持ちください。受講実績を記入して教育修了後にお返しします。
- ③ 受講者には、受講終了後に「修了証」を交付します。
- ④ 受講申込み後は、令和2年5月19日(締切日)までにキャンセルの連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんのでご了承下さい。
- ⑤ 当会館駐車場(満車の場合は地図の「P1」、「P2」の駐車場)をご利用ください。

特別教育等受講者記録	
事業所名	_____
所在地	_____
一般社団法人 鳥取県労働基準協会東部支部	
〒689-1112 鳥取市若葉台南1丁目17番地	
電話(0857)52-5060	



お問い合わせ先

電話 0857-52-5060 担当 丸山

